

平成25年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応） 実施要領

1 目的

原子力防災体制見直しに合わせ、原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、鳥取県広域住民避難計画等の検証を図る。

2 実施日時

平成25年11月 5日（火） 8：30～14：30
11月10日（日） 8：00～13：00

3 主催

鳥取県側：鳥取県、米子市、境港市

島根県側：島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市

4 参加機関

個別の実施要領において記載する。

5 実施場所

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、一時集結所（米子市内・境港市内）、スクリーニング会場（鳥取県消防学校）、西部総合事務所、衛生環境研究所（EMC）、県営広域避難所（鳥取商業高等学校）、島根県庁、島根県原子力防災センター（OFC）、中国電力（株）島根原子力発電所、その他関係機関 等

6 訓練想定

本部等運営訓練（初動対応訓練）及び本部等運営訓練に連動する独自訓練、オフサイトセンター訓練については、島根県と努めて同一想定で実施する。

その他の独自訓練については、別想定（時間）で実施する。

* 島根原子力発電所事故想定は全て共通

7 訓練の特徴

JR・航空機・船舶等多様な避難手段の検証

原子力防災資機材（情報通信機器、放射線測定器）の習熟

避難者の緊急輸送

8 訓練内容

(1) 本部等運営訓練（初動対応訓練）〔緊急時通信連絡訓練を含む。〕

(2) オフサイトセンター訓練

(3) 住民避難訓練

(4) 災害時要援護者避難訓練

(5) 緊急被ばく医療活動訓練

(6) 緊急時モニタリング訓練

(7) 県営広域避難所開設訓練

(8) 広報・情報伝達訓練

(9) 学校の避難訓練

(10) 避難誘導、交通規制等措置訓練

(11) 原子力防災研修等

9 訓練評価

訓練の評価を実施する。

また、訓練参加者に対するアンケートを実施する。

10 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

平成25年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）日程表①

平成25年11月5日（火）

時間	各訓練項目別の実施時間・場所			
08:30	[本部等運営訓練(初動対応訓練)] 8:30～12:00 8:30 トラブル通報 鳥取県災害警戒本部設置 9:30 トラブル通報(第2報) 9:45 原災法10条通報 9:55 鳥取県災害対策本部設置 10:20 第1回災害対策本部会議 (TV会議) ～10:50 11:10 原災法15条報告 11:15 原子力緊急事態宣言 11:30 OFC原子力災害合同対策協議会 (TV会議) 第2回鳥取県災害対策本部会議 ～12:00 12:00 訓練総括 ～12:10 [広報・情報伝達訓練]	[オフサイトセンター訓練] 8:30～12:00 8:30 トラブル通報 8:35 OFC現地警戒本部設置 OFC一斉召集システム 9:35 OFC要員参集 9:45 原災法10条通報 9:50 OFC現地事故対策本部設置 10:20 第1回現地事故対策連絡会議 (TV会議) ～10:50 11:10 原災法15条報告 11:15 原子力緊急事態宣言 11:30 第1回原子力災害合同対策協議会 (TV会議) ～12:00 12:00 訓練総括 ～12:10	[緊急時モニタリング訓練] 9:00～14:30 9:00 警戒事態 県EMCを立上げ、モニタリング 強化 9:10 MP連続監視(以降継続) 10:00 モニタリングカー測定開始 10:20 施設敷地緊急事態 10:25 ダスト・ヨウ素現地測定 10:30 大気中ヨウ素のGe測定 13:10 全面緊急事態 13:20 水道水のGe測定 随時、モニタリング結果を報告 (最終は14:20の水道水Ge測定結果 報告)	[学校の避難訓練] 各学校との通信連絡訓練 (※11月10日にも実施。)
09:00				
09:30				
10:00				
11:00				
12:00				
13:00				
14:00				
14:30				

平成25年8月28日～30日：鳥取県原子力防災センターで平成25年度災害対策要員研修・本部図上訓練を実施。

平成25年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）日程表②

平成25年11月10日（日）

時間	各訓練項目別の実施時間・場所				
08:00					
08:30	[住民避難訓練] 8:00～13:00 8:00避難広報(境港市) 8:30避難広報(米子市) 米子市(河崎地区)・境港市(渡・外江・境・上道・余子・誠道・中浜地区) 約300人 【避難手段:バス・JR・船舶】	[災害時要援護者避難訓練] 8:00～13:00 ①在宅要援護者の避難訓練 (米子市・境港市、航空自衛隊) 一時集結所経由(境港は美保基地経由)で陸上自衛隊車両によりスクリーニング会場に移動。 ②社会福祉施設の避難訓練 (真誠会グループ、陸上自衛隊) 陸上自衛隊の支援による避難。米子駐屯地からヘリによりスクリーニング会場に搬送。 ③外国人の避難訓練 (米子市河崎地区) 鳥取県国際交流財団からの通訳派遣による避難支援。地区住民とともに一時集結所経由でスクリーニング会場にバスで移動。 ④聴覚障がい者の避難訓練 (米子市河崎地区) 手話通訳者による避難支援。地区住民とともに一時集結所経由でスクリーニング会場にバスで移動。	[災害時要援護者避難訓練] (病院入院患者避難) 8:30～10:45 8:30 西部消防救急車出発 9:00 救急車済生会境港総合病院着 → 患者収容 9:20 病院出発 9:35 航空自衛隊美保基地着 C-1輸送機に収容 10:15 C-1輸送機美保基地離陸(飛行) 10:30 C-1輸送機鳥取空港着陸 10:40 東部消防救急車に収容	[緊急被ばく医療活動訓練] (初期被ばく医療) 9:00～10:30 9:00 陸上自衛隊救急車発 9:15 傷病者収容(米子市河崎地区) 9:45 米子医療センター着 スクリーニング・簡易除染・治療	[県営広域避難所開設訓練] 9:00～11:30 【開設場所:鳥取商業高校】 ①避難住民居住スペースの設置演習(段ボール間仕切り設置、導線確認等) ②広域避難所運営体制の確認(備蓄物資持込作業等)
09:00					
09:30	[緊急被ばく医療活動訓練] (安定ヨウ素剤予防投与)				
10:00	[緊急被ばく医療活動訓練] (スクリーニング) (県消防学校) ①09:30～10:00 ②10:10～10:40 ③10:50～11:20 ④11:30～12:00	[原子力防災研修] (県消防学校) ①09:30～10:00 ②10:10～10:40 ③10:50～11:20 ④11:30～12:00			
11:00					
12:00					
13:00					

住民避難訓練にあわせて実施する訓練

[広報・情報伝達訓練] 8:30～13:00
 8:30～10:30 道路標示版による広報
 10:20～10:50 模擬相談

[避難誘導・交通規制等措置訓練] 8:30～13:00
 9:30～10:45 交通検問所設置
 9:00～9:30 パトカーによる避難バス先導
 9:50～10:20 県警ヘリテレ映像伝送

平成25年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）訓練内容等一覧表

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

訓練の特色	<ul style="list-style-type: none"> ●JR・航空機・船舶等多様な避難手段の検証 ●原子力防災資機材（情報通信機器、放射線測定器）の習熟 ●避難者の緊急輸送 			
訓練項目	実施場所	訓練内容	備考	
① 11月5日（火） 8:30～14:30				
本部等運営訓練 （初動対応訓練） 08:30～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県庁（知事） ・西部総合事務所（副知事） ・衛生環境研究所（EMC） ・島根県原子力防災センター（統轄監） ・米子市役所、境港市役所等 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策本部会議の運営 ●TV会議の実施（2県6市⇔OFC） ●リエゾンの派遣 ●緊急時通信連絡訓練 ●訓練総括 	第1回10:35～10:55、第2回11:45～12:00 第1回10:20～10:35、第2回11:30～11:45 10:00～12:10（TV会議により島根OFCと接続）	
オフサイトセンター訓練 08:30～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県原子力防災センター(OFC) 	<ul style="list-style-type: none"> ●要員派遣 ●設置運営訓練 ●原子力災害合同対策協議会等運営 ●情報伝達訓練訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●統轄監、各機能班、鳥取県ブース ●機能グループ（総括、広報、住民安全、運営支援班）活動 現地事故対策連絡会議10:20～10:50、原子力災害合同対策協議会11:30～12:00 ●電話、FAX、TV会議等	
緊急時モニタリング訓練 09:00～14:30	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県庁 ・西部総合事務所 ・衛生環境研究所（EMC） ・米子・境港市内等 	<ul style="list-style-type: none"> ●モニタリング測定情報等の情報伝達訓練 ●モニタリング訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●鳥取県・島根県EMC間との連携、情報共有 ●モニタリングカー、検体採取及び放射能分析（水道水他）、モニタリングポスト（固定、可搬）による監視 	
学校の避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校等 	<ul style="list-style-type: none"> ●通信連絡訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●一部学校では、11月10日に屋内退避訓練を実施 	
広報・情報伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県庁 ・関係機関等 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報伝達訓練（FAX送信） ●報道提供・放送要請 ●独自広報 	<ul style="list-style-type: none"> ●本部等運営訓練と連携 ●報道機関への資料提供・報道要請（原災法10条段階） ●とりネット、トリピーメール、とりったー 	
② 11月10日（日） 8:00～13:00				
住民避難訓練 08:00～13:00	バス避難	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集結所（米子市・境港市） →スクリーニング会場（鳥取県消防学校：米子市流通町） 	<ul style="list-style-type: none"> ●米子市（8:30）、境港市（8:00）の住民避難指示伝達により、各一時集結所に避難した住民をバスによりスクリーニング会場に搬送（境港市は船舶による避難と併せて実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民参加は米子市121名・境港市102名、計223名を予定 ●バスは、米子市・境港市合わせて計11台を予定
	JR避難	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集結所（米子市・境港市） →JR境線 →米子駅 →スクリーニング会場 	<ul style="list-style-type: none"> ●米子市・境港市の住民避難指示伝達により、各一時集結所に避難した住民を各駅からJR境線等によりスクリーニング会場に搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民参加は米子市33名・境港市42名、計75名を予定 ●住民乗車駅：境港駅（8:47）、上道駅（8:52）、余子駅（8:55）、河崎口駅（9:15）。米子駅（9:48着）からはバスで移動
	船舶避難	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集結所（境港市） →竹内岸壁 →船舶 →スクリーニング会場 	<ul style="list-style-type: none"> ●境港市の住民避難指示伝達により、各一時集結所に避難した住民をバスにより海上自衛隊艦船又は海上保安庁巡視船に搬送し、乗船する（境港市はバスによる避難と併せて実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民参加は境港市各地区計102名を予定 ●境港竹内岸壁から、海上自衛隊多用途支援艦「ひうち」又は海上保安庁巡視船「きそ」に乗船する 乗船時間9:10～9:55。終了後、バスでスクリーニング会場に移動

原子力防災研修 09:30~12:00		・スクリーニング会場 (鳥取県消防学校2F大教室)	●原子力防災学習(4グループ、各30分) ●展示	●避難訓練参加住民の放射線等についての知識・理解の深化 ●講師は、広島国際大学 保健医療学部 林准教授
災害時要援護者避難訓練	入院患者	・病院 →航空自衛隊美保基地 →鳥取空港	●入院患者(模擬1名、看護師2名同行)の救急車による搬送 ●航空自衛隊機による空路搬送	●済生会境港総合病院から西部消防局の救急車で航空自衛隊美保基地に搬送 ●C-1型輸送機で鳥取空港まで空路で搬送し、東部消防局の救急車に収容
	在宅要援護者	・一時集結所(米子市・境港市) (→一部、美保基地経由) →スクリーニング会場	●住民避難指示伝達により、各一時集結所に避難した在宅要援護者を陸上自衛隊車両によりスクリーニング会場に搬送	●要援護者参加は米子市2名・境港市2名(誠道・中浜地区)の計4名 ●境港市の要援護者は、航空自衛隊美保基地でC-1輸送機への搭乗訓練を実施 ●一般者に優先してスクリーニングを実施
	社会福祉施設(高齢者施設)	・社会福祉法人・医療法人真誠会グループ →陸上自衛隊米子駐屯地 →スクリーニング会場	●避難指示の発出により、施設内の避難対応訓練を実施 ●居室から自衛隊・福祉車両に乗車 ●陸上自衛隊米子駐屯地まで陸路で搬送後、ヘリにより空路スクリーニング会場まで搬送	●線量の測定、施設内の情報共有、家族への通信連絡、非常持出品の確認等 ●模擬入所者3名を陸上自衛隊中型ヘリコプター(UH-1)により米子駐屯地からスクリーニング会場まで搬送(9:35着) ●一般者に優先してスクリーニングを実施
	外国人	・米子市河崎地区 (一時集結所:河崎公民館) →スクリーニング会場	●一時集結所からのバス避難	●米子市河崎地区の住民避難(バス)と併せて実施(10名) ●鳥取県国際交流財団から通訳・スタッフを派遣し、避難支援を行う(4名)
	聴覚障がい者			●米子市河崎地区の住民避難(バス)と併せて実施(1名) ●介助者・手話通訳者(各1名)による避難支援
避難誘導、交通規制等訓練		・避難ルート等 ・米子市河崎地区(河崎小学校) ・県消防学校	●緊急交通路確保及び交通検問所設置 ●警戒員の配置 ●ヘリテレによる映像伝送	●米子IC料金所横(09:30~10:45) ●米子市住民避難バスをパトカーにより先導(09:00~09:30) ●県警ヘリによる県消防学校への映像伝送(09:50~10:20)
緊急被ばく医療活動訓練	スクリーニング検査及び簡易除染	・スクリーニング会場 (鳥取県消防学校屋内訓練場)	●スクリーニング会場の運営 ●避難住民によるスクリーニング検査及び簡易除染の体験(4グループ)	●避難住民が到着後、逐次実施(09:30~12:00)
	安定ヨウ素剤予防投与	・各一時集結所等	●調剤指示伝達訓練、調剤・配送訓練 ●安定ヨウ素剤予防投与訓練	●調剤拠点薬局、病院での調剤等訓練 ●住民避難訓練と併せて実施(米子市・境港市と連携)
	初期被ばく医療	・米子市河崎地区(模擬傷病者自宅) →米子医療センター	●傷病者(模擬1名)の医療機関への搬送 ●初期被ばく医療機関におけるスクリーニング、簡易除染及び治療	●陸上自衛隊救急車による傷病者自宅からの初期被ばく医療機関への搬送 ●初期被ばく医療機関における処置(09:45~10:30)
県営広域避難所開設訓練 09:00~14:00		・鳥取商業高校 (県営避難所開設予定施設)	●居住スペースの設置演習 ●広域避難所運営体制の確認	●居住スペース区画(間仕切り設置)の仮設、導線の確認等〔住民避難なし〕 ●広備蓄物資(毛布等)の持込等
広報・情報伝達訓練		・鳥取県庁 ・関係機関等 ・米子、境港市内各所	●相談窓口の開設、運営 ●外国人観光客への広報 ●各道路管理者への情報伝達 ●道路情報表示版による訓練表示	●模擬相談への対応(県庁で電話による模擬相談) ●県観光事業団所管施設での広報案内の手順確認 ●県、国土交通省及び警察本部(08:30~10:30)

本部等運営訓練（初動対応訓練）実施要領

1 目 的

島根県と合同で、島根原子力発電所におけるトラブル通報から、原災法第10条、第15条等、各段階における島根県・米子市・境港市及び各関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確立する。

2 実施日時

平成 25 年 11 月 5 日（火） 8:30～12:00

3 参加予定機関

鳥取県側：鳥取県、米子市、境港市、鳥取県警察本部、鳥取県西部広域行政管理組合
消防局、自衛隊鳥取地方協力本部、陸上自衛隊第8普通科連隊、航空自衛
隊第3輸送航空隊、鳥取地方気象台、西日本旅客鉄道（株）米子支社 等

島根県側：島根県の計画による

そ の 他：原子力規制庁、境海上保安部、中国電力（株） 等

4 実施場所

鳥取県側：鳥取県庁、西部総合事務所、衛生環境研究所（EMC）、米子市役所、
境港市役所、島根県原子力防災センター（OFC） 等

島根県側：島根県の計画による。

5 訓練内容

（1）島根県と合同（同一想定）で実施する。

初動対応及びOFCにおけるシナリオについては、島根県と調整し、策定。

（2）災害対策本部会議の運営

トラブル通報からの初動体制及び原災法第10条事象から、原災法第15条緊急
事態宣言までを主要段階ごとに、各防災機関における対応の手順の確認と、関係機
関との通信連絡訓練を行う。

（3）TV会議等の実施

主要段階をとらえ、鳥取県知事－島根県知事間（OFC全体会議）及び県知事－
米子市長・境港市長間等のTV会議を実施する。

（4）リエゾンの派遣

県災害対策本部（県庁）及び現地災害対策本部（西部総合事務所）に、自衛隊鳥
取地方協力本部、陸上自衛隊第8普通科連隊、航空自衛隊第3輸送航空隊、境海上
保安部、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、西日本旅客鉄道（株）米子支社、鳥
取地方気象台、中国電力（株）等に連絡員の出席を要請し、派遣を受ける。

また、初動段階における連絡調整のため、島根県庁に鳥取県から連絡員を派遣す
る。

本部等運営訓練時程

実時間	想定時間	主 要 内 容	備 考
I 初動対応			
08:25	08:25	▲島根原子力発電所2号機：外部電源喪失、原子炉自動停止等（警戒事象発生）	
08:35	08:35	▲中電→トラブル連絡（第1報） ●警戒体制 鳥取県災害警戒本部設置 → EMC設置 ●安全協定に基づく現地確認の実施を決定（現地確認に出発）	
08:35	08:35	●原災法第10条・15条事象発展の可能性に備え、知事協議により次の対応を決定 ①副知事を西部総合事務所に派遣 ②統轄監を鳥取県原子力防災センターへ派遣	副知事及び統轄監は9:30到着予定
09:25	09:25	▲2号機：非常用ディーゼル発電機故障	
09:30	09:30	▲中電→トラブル連絡（第2報）	
II 原災法第10条通報後の対応			
9:40	16:00	▲2号機：非常用ディーゼル発電機（B）の故障など、除熱機能の喪失（特定事象 原災法第10条事象発生）	
9:45	16:05	▲中電→特定事象（原災法第10条）通報	
9:55	16:15	●非常体制（2） 鳥取県災害対策本部設置	
10:20	16:40	●第1回TV会議（2県6市）（～10:35）	TV会議
10:35	16:55	●第1回鳥取県災害対策本部会議（～10:50） ・UPZ屋内退避準備	TV会議
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 原子力防災講座 ・「原子力災害による環境影響と防護対策」鳥取県原子力専門家会議 占部会長 ・「原子力災害と災害派遣」自衛隊（P） </div>			
III 原災法第15条通報後の対応（原子力緊急事態宣言、PAZ避難指示）			
11:00	6日 5:00	▲2号機：圧力抑制機能の喪失（原災法第15条事象発生）	
11:10	5:10	▲中電→緊急事態（原災法第15条）通報	
11:15	5:15	■原子力緊急事態宣言、（国）原子力災害対策本部設置（緊急事態宣言、PAZ避難指示）	
11:30	5:30	■第2回TV会議（2県6市）（～11:45）	TV会議
11:45	5:45	●第2回鳥取県災害対策本部会議（～12:00） ・UPZ屋内退避の実施、避難準備	TV会議
訓練終了			
12:00		■訓練総括（講評）（～12:10）	TV会議
凡 例	▲：原子力発電所・中電 ■：国等 ●：鳥取県 （ ）内の時間は実時間		

本部等運営訓練編成

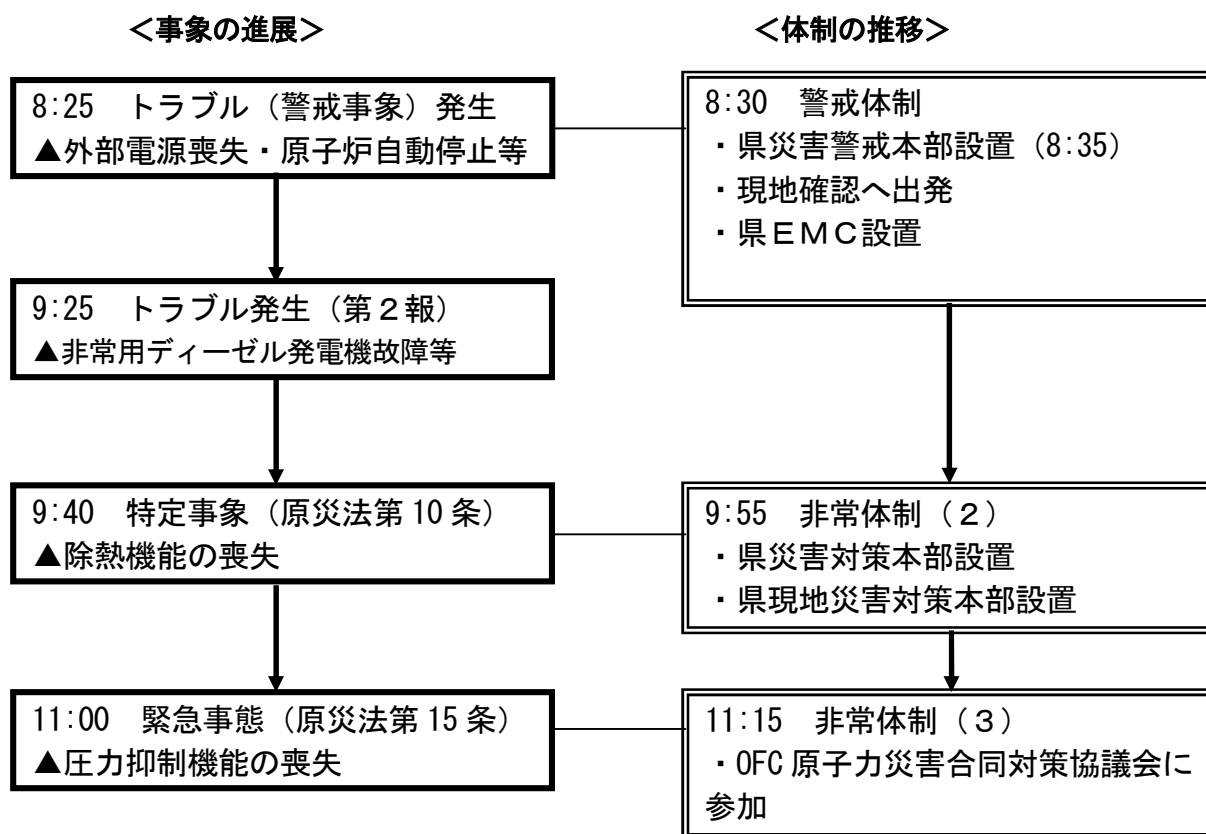
本部等組織	構 成 員	備 考
鳥取県災害対策本部 (鳥取県庁)	知事	
	関係部局長等	
	鳥取県警察本部長	
	その他の事務局職員	
	自衛隊鳥取地方協力本部連絡幹部	
	西日本旅客鉄道(株)米子支社	
	鳥取地方気象台	
	中国電力(株)連絡員	
鳥取県現地災害対策本部 (鳥取県西部総合事務所)	副知事	
	西部総合事務所職員	
	陸上自衛隊第8普通科連隊連絡幹部	
	航空自衛隊第3輸送航空隊連絡幹部	
	境海上保安部連絡官	
	鳥取県西部広域行政管理組合消防局 連絡員	
島根県原子力防災センター (鳥取県ブース)	統轄監	オフサイトセン ター訓練実施要 領に基づき実施
	鳥取県職員	
	米子市職員	
	境港市職員	
鳥取県EMC (鳥取県衛生環境研究所)	衛生環境研究所関係職員	緊急時モニタリ ング訓練実施要 領に基づき実施
島根県災害対策本部 (島根県庁)	島根県の計画による	
米子市災害対策本部 (米子市役所)	米子市の計画による	
境港市災害対策本部 (境港市役所)	境港市の計画による	
その他の関係機関等	島根県 島根EMC 原子力規制庁島根原子力規制事務所 中国電力(株)島根原子力発電所	

原子力災害時の体制等【参考】

体制	本部等の設置	配備の基準 (抜粋)	主な対応 (抜粋)
注意体制 (1)	情報 連絡室	●注目事象	
注意体制 (2)		●注意事象	●現地確認
警戒体制	災害警戒本部	●警戒事象	●EMC設置
非常体制 (1)	災害対策本部	●知事が必要と 認めた時	●副知事→現地災害対策本部長 (西部) ●統轄監→現地事故対策連絡会議、原子 力災害合同対策協議会に参加 ●危機対策・情報課長→連絡調整要員と して島根OFCへ移動
非常体制 (2)		●特定事象 ●知事が必要と 認めた時	
非常体制 (3)		●緊急事態宣言 ●知事が必要と 認めた時	●全職員

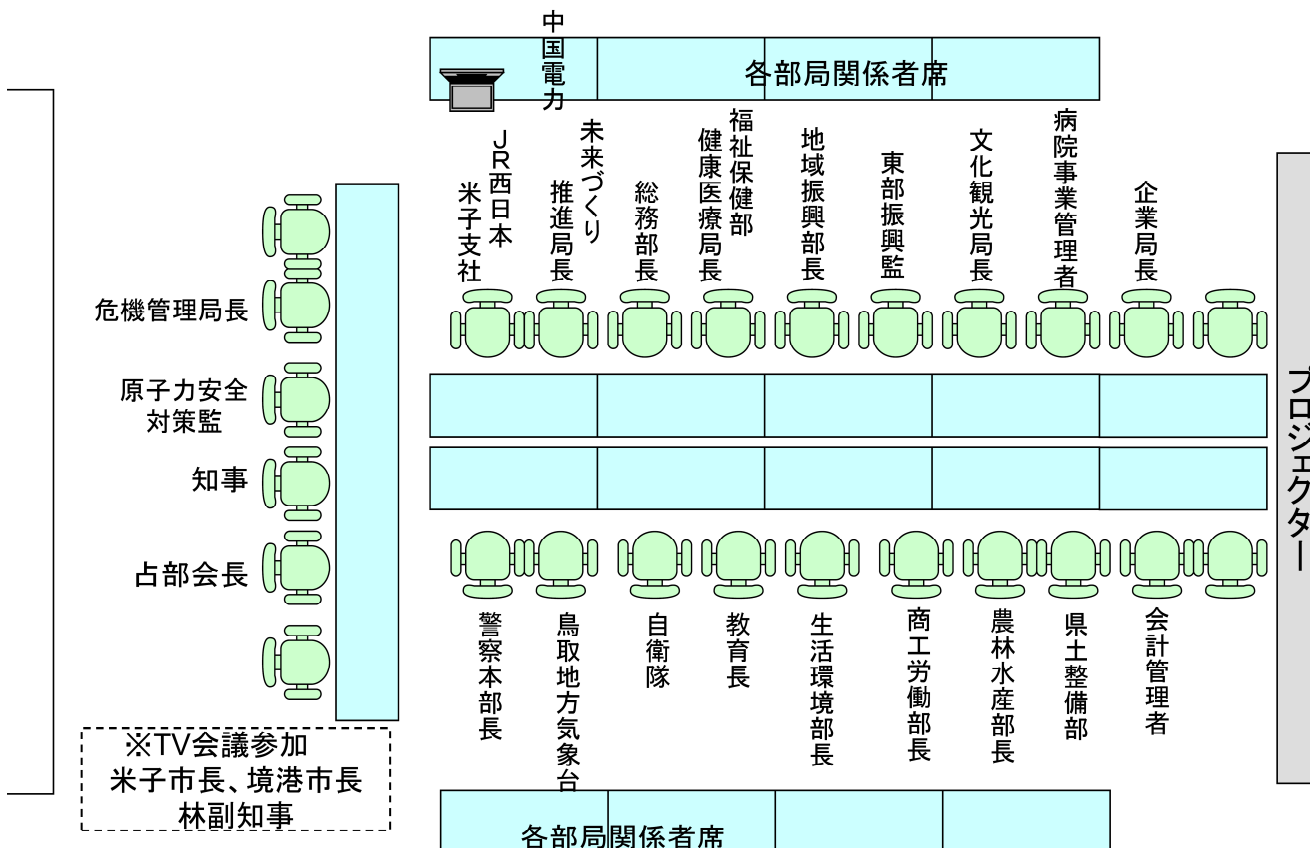
* 鳥取県地域防災計画 (原子力災害対策編) 原子力災害時の災害体制の基準を参照

本訓練における対応 ※時間は実時間



訓練

「鳥取県災害対策本部」配席図



訓練

出席者名簿

※1 原子力防災ネットワークで出席

職名	氏名	職名	氏名
米子市長(※1)	野坂 康夫	境港市副市長(※1)	安倍 和海
鳥取地方気象台長	楠木 英典	JR西日本米子支社長	横山 佳史
自衛隊鳥取地方協力本部	石黒 敏彦	中国電力(株)島根原子力発電所副所長	大田 康夫
鳥取県原子力防災専門家会議会長(福山大学教授)	占部 逸正		

職名	氏名	職名	氏名
知事	平井 伸治	警察本部長	山崎 正利
副知事(※1)	林 昭男	教育委員会教育長	横濱 純一
統轄監(※1)	野川 聡	生活環境部長	中山 貴雄
危機管理局長	城平 守朗	衛生環境研究所長(※1)	長谷岡 淳一
原子力安全対策監	渡辺 剛英	商工労働部長	岡村 整諮
原子力安全対策課長	水中 進一	農林水産部長	西山 信一
未来づくり推進局長	田中 規靖	県土整備部技術企画課長	竹森 達夫
総務部長	末永 洋之	会計管理者	三田 清人
地域振興部長	多田 治樹	企業局長	山田 和成
東部振興監	斎藤 明彦	病院事業管理者	柴田 正顕
文化観光局長	細羽 正	西部総合事務所長(※1)	山根 淳史
福祉保健部健康医療局長	藤井 秀樹		

オフサイトセンター訓練実施要領

1 目 的

島根県原子力防災センターに要員を派遣し、原子力災害対策に必要な情報を共有するとともに、原子力災害合同対策協議会等の活動を行うことで現地対応能力の強化を図る。

2 実施日時

平成25年11月5日（火） 8：30～12：00

3 参加予定機関

鳥取県、鳥取県警察本部、米子市、境港市、オフサイトセンター参集予定機関 等

4 実施場所

島根県原子力防災センター、西部総合事務所 等

5 訓練内容

(1) 島根県と合同（同一想定）で実施する。

シナリオは島根県と調整し、策定。

(2) 要員派遣訓練

原子力災害対策に必要な情報を共有するために、オフサイトセンターに要員を派遣する（統轄監、各機能グループ及び鳥取県・米子市・境港市ブース）。

先遣隊（西部総合事務所）による設置運営及び本隊（本庁職員）到着後の活動引継ぎを行う。

(3) 初動対応活動等訓練

警戒事態から原子力緊急事態（フェーズ1：初動対応）において、各機能グループ（総括班、広報班、住民安全班等）による、原子力合同対策協議会（原災法10条時は現地事故対策本部）と各自治体災害対策本部との情報収集・伝達、政府対策本部からの指示等について、手順の確認を行う。

(4) 原子力災害合同対策協議会等運営訓練

原災法第10条の通報を受け、原子力防災専門官が中心となり初期対応を開始し、オフサイトセンターに集結した防災関係機関相互における情報の共有を図るため、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンターと自治体等が設置した災害対策本部との間で情報を伝達する。

原災法15条の該当事象通報を受け、原子力災害合同対策協議会を開催する。

(5) 情報伝達訓練

鳥取県災害対策本部等とオフサイトセンター間で原子力防災ネットワークのTV会議システム、電話・FAX等を使用した情報伝達訓練を行う。

オフサイトセンター訓練時程

実時間	想定時間	主 要 内 容	備 考
I 初動対応			
08:30	0:830	▲中電→トラブル連絡（第1報）	
08:35	08:35	●国から警戒事象該当の連絡	
		●鳥取県災害警戒本部体制 原災法第10条・15条事象発展の可能性を踏まえ、知事協議により、統轄監を島根県原子力防災センターへ派遣。あわせて、西部総合事務所職員を県ブースの立上要員としてOFCに派遣。	・統轄監等 9:30 到着予定。
		■OFC 現地警戒本部設置	
		■一斉召集システムによるOFC 要員召集	防災専門官
09:30	09:30	▲中電→トラブル連絡（第2報）	
09:35	09:35	●OFC 要員参集	
		●OFC 鳥取県・米子市・境港市ブース立ち上げ	西部総合事務所職員
II 原災法第10条通報後の対応			
09:40	16:00	▲原災法第10条事象（除熱機能喪失）	
09:45	16:05	▲中電→原災法第10条事象通報	
09:50	16:10	■OFC 現地事故対策本部設置→連絡	
10:00	16:20	●鳥取県災害対策本部設置(9:55)→連絡受信	鳥取県ブース
10:15	16:35	▲中電→定期連絡	
10:20 ～	16:40 ～	☆第1回現地事故対策連絡会議 (～10:50)	統轄監
10:50	17:10	《TV会議》 ※鳥取県災害対策本部他と接続	2県6市
10:55	17:15	■第1回現地事故対策連絡会議結果→連絡	
III 原災法第15条報告後の対応（原子力緊急事態宣言）			
11:00	05:00	▲原災法第15条事象（圧力抑制機能喪失）	
11:10	05:10	▲中電→原災法第15条報告	
11:15	05:15	■原子力緊急事態宣言	
		■OFC 原子力災害現地対策本部設置、 宣言文・指示文・住民広報文等の送付	
11:30 ～	05:30 ～	☆第1回原子力災害合同対策協議会全体会議 (～12:00)	統轄監
12:00	06:00	《TV会議》 ※鳥取県災害対策本部他と接続	2県6市
12:00【訓練終了】			
凡 例	▲：原子力発電所・中電 ■：OFC・国 ●：鳥取県 ☆：会議		

オフサイトセンター訓練編成

本部等組織	構 成 員
OFC要員	統轄監
	県庁職員、西部総合事務所職員、 米子市職員、境港市職員 鳥取県警察本部職員
鳥取県OFC連絡員 (鳥取県ブース)	①立上要員：西部総合事務所職員 ②引継要員：県庁職員
米子市OFC連絡員 (米子市ブース)	米子市職員
境港市OFC連絡員 (境港市ブース)	境港市職員

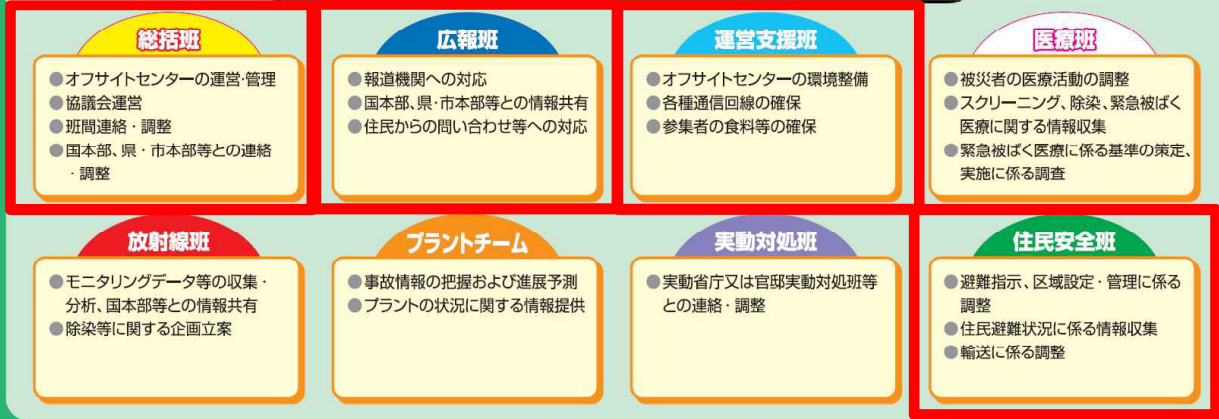
原子力災害合同対策協議会

原子力緊急事態宣言が発出されたときは、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が組織されます。

全体会議 関係者の情報共有、相互協力のための調整 (議事をオフサイトセンター内の関係者に公開)

- ・オフサイトセンター内の情報共有
- ・各機関が実施する緊急事態応急対策の確認
- ・緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整
- ・緊急事態対応方針決定事項の各機関への連絡
- ・各班からの緊急事態対応方針の実施状況報告、確認
- ・原子力発電所の状況等に係るプレス発表内容の確認
- ・緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等について国の対策本部への提言

機能グループ



島根県作成オフサイトセンターパンフレットを改変

島根県原子力防災センター鳥取県ブース設置イメージ

